

令和2年度 鶴岡市中学校 部活動等に関するガイドライン

鶴岡市中学校長会

1. ガイドライン設定の趣旨

鶴岡市の中学校では、学校教育の一環として行われる部活動とそれを支えるために保護者会等が主体的に行う活動(以下「クラブ活動」とする)とが協力しながら、生徒の健全育成や競技力・演奏力等の向上に大きな成果を収めてきた。

一方、過度な活動による生徒への心身の負担、担当教員の多忙化、保護者の時間的・経済的な負担の増加などに加え、指導者確保が困難になるなど、様々な課題が顕在化してきた。

これらのことから、部活動やクラブ活動(二つの総称として、以下「部活動等」とする)に関わる生徒・保護者・教員・指導者に過度の負担をかけずに行うことのできる『持続可能なスポーツ・文化活動』を再構築する時期がきていると考える。

そこで、「鶴岡市中学校 部活動等に関する基本方針」や平成17年度から取り組んできた山形県中学校長会の「部活動に関する申し合わせ事項」等を基本としながら、部活動等に関する一定のルールを確認するため、「鶴岡市中学校 部活動等に関するガイドライン」を設定する。

2. 部活動等の定義

(1) 部活動…中学校教育の一環として位置づけられているスポーツ・文化活動

※教員(顧問)・部活動指導員が、指導・管理に当たる。

(2) クラブ活動…部活動を支援するために組織した保護者会と校長が委嘱した地域指導者が指導・管理に当たる活動

※教員(顧問)は、指導に関わらない。

※校長の方針のもと県・市の部活動基本方針、各学校のガイドライン等を遵守する。

[注]…地域の社会体育団体が主催するクラブや総合型地域スポーツクラブを除く。

3. 部活動等の活動について

◎ (1)～(6)を原則とし、それによることが難しい(【やむを得ない事情】に該当する)場合は当該校長の許可を得る。

【 やむを得ない事情 】

[運動部関係]

①中体連主催大会(地区総体・新人、県以上)の3週間前

②地区総体のシードに関わる大会の2週間前

③地区予選を経て出場する上位大会の1週間前

[文化部関係]

全国大会につながる地区予選及び県大会以上の3週間前

[共通]

上記以外で、校長が「やむを得ない」と判断した場合

(1) 活動休止日

週2日以上の活動休止日を設ける。(平日1日以上、土・日いずれか1日以上)

(2) 授業日(平日)

- ① 朝の活動を行わない。
- ② 活動時間は、2時間程度までとする。
- ③ 活動日数は、週4日以内とする。
- ④ 翌日の学校生活を考慮し、19時以降の活動を行わない。

(3) 休業日(土・日)

- ① 日曜日を活動休止日とする。それができない場合は土曜日とする。
- ② 「部活動」を行う場合は土・日いずれか1日とする。
*【やむを得ない事情】により、もう1日活動する場合は、「クラブ活動」で行う。
*ただし ア:土・日の大会(強化練習会を含む)に参加する場合、両日「部活動」とすることも可。
イ:日曜日の大会に参加する場合、前日土曜日の活動を「部活動」とすることも可。
- ③ 土・日連続で活動を行った場合は、翌週のあらかじめ定められた活動休止日に加えて、活動予定日を少なくとも1日は休止日とする。
*ただし、【やむを得ない事情】に定められた大会前の期間についてはこれに拠らなくとも可とするが、週1日の活動休止日は設ける。
- ④ 休業日の趣旨を踏まえ、活動時間は3時間程度とする。
- ⑤ 3連休の場合は、少なくとも1日を活動休止日とする。最終日が望ましい。
また、2日間活動する場合は、1日を部活動、1日をクラブ活動で行う。
*大会の直前であっても、3連休の3日連続活動は行わない。

(4) 長期休業中

- ① 土・日の活動はできるだけ避け、週4回以内(1日3時間程度)の活動とする。
- ② 閉庁日の活動は行わず、ある程度長期の休養期間を設ける。

(5) 活動の停止

◎安全上の配慮から、以下のようなときには活動を行わない。

- ① 指導・管理にあたる者(指導者・保護者)が活動場所に不在のとき。
- ② 学校内で感染症等が流行したとき、もしくはその恐れがあるとき。
- ③ 台風の接近や暴風雪警報の発令など、生徒の安全確保が困難なとき。

(6) 配慮事項

- ① 学校の定期テスト前は適宜、活動停止期間を設けるなど、学習に向かわせるよう配慮する。
- ② 生徒の地域行事への参加を優先させる。

4. 大会(コンクール)・遠征等への参加

- (1) 「鶴岡市学校管理規則 第4条」に定められた、県外および宿泊を伴う大会(コンクール)・遠征等は、一年間につき3回以内および2泊3日以内とする。
- (2) 中体連・中文連が主催・共催する大会以外への参加については、原則、クラブ活動として対応する。

5. 鶴岡市中学校長会の責務

- (1) 定例の市中学校長会議において、本ガイドラインの遵守状況や「やむを得ない事情」として認められた事案等を定期的に確認する。
- (2) 教育効果や生徒・部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮し、各競技団体が大会(コンクール)等の見直しに向けて検討することを鶴岡市教育員会及び山形県中学校体育連盟に働きかけるとともに、大会等への参加について精査する。
- (3) 本ガイドラインに改善すべき点があった場合は、速やかに市中学校長会議で協議し、改善点を市教育委員会に具申する。

6. 校長の責務

- (1) 本ガイドラインを教職員・生徒・保護者・クラブ活動指導者に周知する。
- (2) 本ガイドラインと校内ルール遵守を確認した上で、クラブ活動を承認する。
- (3) 部活動およびクラブ活動の活動状況に対して、適切に指導・助言を行う。
- (4) 県外及び宿泊を伴う活動については、市教育委員会に届け出る。

7. 学校の責務

(1) 情報の共有

- ① クラブ活動の活動状況の把握に努める。
- ② 部活動の活動状況についてクラブ側への情報提供に努める。
- ③ テスト期間および感染症の流行等により部活動を停止するときは、その旨をクラブ活動代表者に伝え、活動停止の共通理解を図る。
- ④ 保護者の理解と協力を得るため、部活動等の運営に関する説明を適切に行う。

(2) 連絡会等の設置

部活動とクラブ活動の連絡会を設置し、適宜開催する。

8. クラブ活動代表者の責務

(1) 活動目的の確認

- ① クラブ活動が、あくまでも「部活動を支える活動」であることを全構成員に周知する。
- ② 「クラブへの加入」が強制ではなく任意であることを周知する。
- ③ 生徒の実態を加味し、具体的な目標および活動内容等を設定する。その際、競技成績の向上だけに偏らないよう配慮する。

(2) 指導方法の共通理解

活動目的に沿った指導方法について、生徒・保護者・クラブ指導者の三者が共通理解を図るためのミーティング等の場を設定する。

(3) 大会や遠征、コンクールへの参加

- ① 各種団体等が主催する大会やコンクール等への参加については、教育効果や生徒・保護者への負担などを十分に勘案し、部活動顧問と協議及び精査した上で決定する。
- ② 県外及び宿泊を伴う活動については、「鶴岡市学校管理規則 第4条」に準じ、当該校長に申請し、承認を得る。

9. クラブ活動指導者の要件

- (1) 生徒の発育発達に応じた適切な指導を行う者
- (2) 技術的な指導のみならず、人格形成に寄与する指導を大切にする者
- (3) 生徒や保護者及び学校とのコミュニケーションを積極的にとり、良好な関係を築く者
- (4) 体罰や言葉の暴力等、行き過ぎた指導を行わない者
- (5) 必要に応じて研修会や講習会に参加するなど、自らの指導力の向上に努める者